

徳島県告示第七百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

平成二十九年十二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三。番地 四 アーバンナカガワ一。 三号室	キッズサポートEve ry ₁ T ₁	阿南市富岡町トノ町五一番 地七	児童発達支援 放課後等デイ サービス	平成二十九年 十二月一日